

- 自社の雇用対策はこれまでのやり方で大丈夫なのか？
- 有期契約社員、パート社員を含め、雇用段階で何が問題となり注意すべき点は何か？
- 急増している従業員からの各種の「訴訟」に如何に対応すべきか？

“改正労働契約法”で 高まる『雇用するリスク』への対応

“改正労働契約法”によって企業(とりわけ中小企業)は、これまで以上に経営者や管理者が人事管理や労務対策の視点を重視して従業員に対応していかなければならない。従業員の雇用にあたっては、新卒・中途を問わず採用(「入口」)段階から、一旦雇用した従業員が退職(「出口」)することも想定した対処が急務になってきている。

人手不足や欠員充足ばかりに気を取られ、雇用条件などをしっかりと相互確認もせず「経験もありそうで良い人材だ」と安易に雇用し、後々になって大きなトラブルになるケースが急増している。そして頻繁に退職者の側から訴訟が行われるようになってきた。もし、労働契約法への対処や労務対応につまずけば、事業それ自体の継続にも支障をきたす危険性もある。

「3回連続 ミニ・フォーラム」では、“改正労働契約法”の下で、改正法の問題点と企業の取るべき方策、今後危惧される「使用者賠償責任」の実例や対処策、さらには各企業で発生している雇用を巡るトラブルの実例など参加者とともに議論・討議・認識を深めていきます。

2012年8月10日に成立した“改正労働契約法”3つのポイント

1. 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

※契約社員等の有期雇用労働者が、同じ会社で継続して5年を超えて働いた場合に、本人が希望すれば無期雇用への契約転換を企業に義務付け

2. 「雇止め法理」が法定化

3. 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

■ 10月31日(水) “改正労働契約法”の背景と予想される「雇用するリスク」

— 実例から見えてくるとんでもない「訴訟」実態から会社とまじめな社員を守る方策 —

■ 11月30日(金) 周到に準備されている“改正労働契約法”の複合的な内容

— 高齢者雇用安定法、健康保険法、労働者派遣法等との組み合わせを読み解く —

■ 12月19日(水) 中小企業にとって“非正規社員”を「雇用するリスク」

— これから企業が取るべき雇用対策、従業員への対応の留意点 —

■ 問題提起者 : ポート社会保険労務士法人 岡安 邦彦氏

■ 時間 : 16:00 ~ 19:00 (15:30開場)

■ 定員 : 20名

■ 参加費 : 2,000円 ※当日会場で承ります

■ 会場 : (株)アクティブアンドカンパニーセミナールーム JR/東京メトロ/都営地下鉄「市ヶ谷」駅A3出口徒歩7分
東京都千代田区九段南3-8-11 飛榮九段ビル5階 東京メトロ/都営地下鉄「九段下」駅2出口徒歩10分

申込欄

申込欄にご記入の上、FAXにてお申し込みください。ホームページからもお申し込みできます。

会社名 _____

(フリガナ)

参加者名 _____

住所 _____

TEL _____

FAX _____

E-mail _____

日程 10月31日(水) 11月30日(金) 12月19日(水) ※参加日程に☑してください

[主催/お問い合わせ先] (株)ノイエ・ファーネ 101-0013東京都千代田区神田富山町26-6林ビル TEL 03-5297-1866

FAX 03-5297-1880

<http://www.n-fahne.jp>